甲府市新庁舎建設 基本計画

平成 21 年 3 月

甲府市

— 目次 —

1.	. はじ	めに		1
	1.1.	検討	†の背景と経緯	1
	1.2.	現状	tの課題(基本構想より)	4
2.	基本	計画	Īの目的と位置づけ	5
3.	新广	F舎σ.)整備方針の考え方	6
	3.1.	整傭	情方針の考え方	6
	3.2.	整備	情方針と具体的イメージ	7
4.	新广	r舎σ.)基本事項	16
	4.1.	配置	に関する条件	16
	4.2.	新庁	- - 舎の基本的ゾーニング	18
	4.3.	新庁	- 舎の組織	19
	4.4.	新庁	- -舎の規模等	20
	4.4.	1.	基本指標の設定	20
	4.4.	2.	新庁舎の想定面積	20
	4.4.	3.	駐車場・駐輪場の設定	22
	4.5.	事業	賃費及び財源	23
	4.5.	1.	事業費	23
	4.5.	2.	財源	23
	4.5.	3.	甲府市財政への影響	23
5.	事業	美手法	<u> </u>	24
	5.1.	事業	美手法選定にあたっての基本的な考え方	24
	5.2.	事業	手法の選定	24
	5.3.		is スケジュール	
	5.4.	設計	· ·者の選定	26
6.	今後	その道	・・・・ Éめ方	27

1.はじめに

1.1. 検討の背景と経緯

現在の市庁舎は、本庁舎 1 号館から 4 号館、遊亀会館及び南庁舎などに窓口や組織などを 分散して、市民サービスの提供やそれに伴う事務処理を行なっています。

本庁舎 1 号館は、昭和 36 年に建設し既に 48 年を経過しています。この間、昭和 50 年には郵便局の移転に伴い局舎を買収し、現本庁舎 2 号館(昭和 37 年建設)及び現本庁舎 4 号館(昭和 6 年建設)として利用するとともに、平成 7 年には NTT 錦局舎を取得し、その一部を現本庁舎 3 号館(昭和 4 年建設)とすることなどで行政需要の増大や業務の多様化などに伴う施設の狭隘化に対応してきました。

また、近年では教育委員会及び都市建設部の一部を遊亀会館へ、福祉部の一部を南庁舎へ移設するとともに、さらには、県及び民間施設の借り上げにより庁舎スペースの確保に努めてきたところです。その結果として、窓口や組織の分散化などによる利便性、効率性の低下を招いています。

このような中、昭和 62 年から 63 年にかけて市制 100 周年記念事業の一環として、新庁舎の建設に取り組みましたが断念した経緯があります。その後、バブル経済崩壊後の長引く不況の中で、厳しい財政運営を強いられてきましたが、平成 9 年には甲府市庁舎建設基金条例を設置し、新庁舎建設に向けた基金の積立をはじめました。この間には、阪神淡路大震災という未曾有の災害を目のあたりにしています。

平成11年には、本庁舎の耐震診断を実施した結果、安全のために必要とされる耐震性能に対し、低いところでは30%程度となりました。このことから、市庁舎が防災や災害復興の拠点としての役割を担えない状況であり、大規模地震に見舞われる確率が高いと考えられる本市としては、新庁舎建設は早急に対応すべき事業でありました。

しかしながら、本市の限られた財源の中で次代を担う子供たちの安全を考え、平成 17 年に 学校施設耐震化整備方針を策定し小中学校等の耐震化を優先させてきたところです。今般、 それらが平成 23 年度をもって完了する目途が立ったことから、懸案となっていた新庁舎の建設について、具体的な取り組みをはじめました。

建設にあたっては、依然として厳しい財政状況の中でありますが、自治体財政の健全度を計る各指標などにも十分留意しながら事業を進めていきます。また、新庁舎建設による公共投資が停滞する本市経済の活性化に寄与できるよう努めるとともに、本市が培ってきた長い歴史や文化、豊かな水・空気・緑などの自然、さらには八ヶ岳連峰や秩父連山、富士山、南アルプスなどの山々に周囲を囲まれた魅力ある景観と調和し、甲府らしさに留意した次世代に資産としてしっかり引き継いでいくことのできる市庁舎を建設していきます。

【甲府市新庁舎建設基本計画策定までの検討経緯】

- 平成19年 6月 ・庁内に「甲府市新庁舎建設推進本部」を設置
 - ・「新庁舎建設基本方針」を策定
 - ・議会に「新庁舎建設に関する調査特別委員会」を設置
 - 7月 ・新庁舎建設市民アンケートを実施(市内在住の2,500人を対象)
 - 8月 ・アンケート結果の公表
 - ・建設候補地に係る評価結果の公表
 - 9月 ・特別委員会から議会に対し、「新庁舎建設候補地として現在地 が最も好ましい」とする中間報告が行われ、これを受け市長が 現在地への新庁舎建設を表明
 - 10月 ・学識経験者等で構成する「甲府市庁舎建設有識者委員会」を設置
 - ・各種団体推薦及び公募による市民等で構成する「甲府市庁舎市 民会議」を設置
 - 12月 ・市民会議が、現庁舎の現状把握と問題点等の抽出のためのフィールドワークを実施(以後、3月の報告までの間、ワークショップによる意見整理・集約を行った。)
 - ・庁内検討組織として、「窓口サービス部会」、「組織レイアウト 部会」、「施設環境部会」を設置
- 平成 20 年 1月 ・「障害者団体連絡協議会」が、現庁舎の問題点等の抽出のためのフィールドワークを実施(後日、要望書として提出)
 - 3月 ・市民会議から協議・検討結果の報告
 - ・有識者委員会から基本構想(案)の提出
 - 4月 ・基本構想(案)に対するパブリック・コメントを実施(約1ヶ月)
 - 5月 ・パブリック・コメントの結果公表
 - 基本構想を決定
 - 7月 ・庁内に「仮庁舎移転実施本部」を設置

- 8月 ・文化財試掘調査を実施
- 9月 ・測量及び地質調査を実施(11月まで)
- 10月 ・各種団体代表者等で構成する「新庁舎建設に関する懇話会」を 設置
- 11月 ・市民会議及び障害者団体連絡協議会との意見交換会を実施
- 平成21年 1月・懇話会から提言書の提出
 - ・有識者委員会から基本計画(案)の提出
 - ・基本計画 (案) に対するパブリック・コメントを実施 (約 1_{7} 月)

1.2. 現状の課題(基本構想より)

甲府市の現庁舎は、以下のような課題が認められます。

(1)耐震性の不足

政府の地震調査委員会(平成19年4月18日発表)によると、30年以内に震度6弱以上の地震が起こる確率を県庁所在地別にみると、本市は前年より0.2ポイント上がり、82.0%になり、静岡市に次いで全国で2番目に高くなっています。

阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震規模の災害が起きた場合、本庁舎、南庁舎及び遊亀 会館は倒壊の恐れがあり、市の行政運営並びに防災・災害復興拠点としての果たすべき役割 を担えない状況となっています。

(2)施設の狭隘化

現庁舎は、狭隘化等の理由により、幸町に南庁舎(健康衛生課等)、太田町に遊亀会館(教育委員会、都市整備課等)などの複数の庁舎に分かれています。そのため、各関連部署間の連絡が非効率になっています。

また、情報開示や市民交流スペースなど、甲府市自治基本条例に示されている市民、議会、行政の参画と協働による自治を十分に実践できる施設となっていません。

(3)ユニバーサルデザイン*1への対応不足

庁舎は、さまざまな市民が多数訪れますので、誰にでも利用しやすい施設とする必要が あります。

現庁舎では、これまでできるだけスロープや障害者用トイレを設置するなどバリアフリー*2対策を講じてきましたが、いまだユニバーサルデザインの本質が実現できていない状況となっています。

(4)情報化への障害

現庁舎は設備、機能面において、急速に進む情報化に十分な対応ができないことから、 効率的な事務執行や情報化社会に対応した、より高度な市民サービスの提供が難しい状況 となっています。

(5)機能低下及びコストの増加

現庁舎は老朽化、狭隘化、分散化により、効率的な行政運営及び多様な市民ニーズへの対応が十分果たせない状況になっており、また、管理・運営コストが大きくなっています。

これらの課題を踏まえ、基本構想では、6 つの基本理念と、その基本理念の示す基本的機能を 17 項目設定しました。

^{**1} 障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように施設や生活環境をデザインする考え方。

^{※2} 高齢者・障害者等が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

2.基本計画の目的と位置づけ

基本構想では、甲府市の目指すべき新庁舎の基本理念を定め、その理念が示す基本的な機能を設定しました。

基本計画は、この基本構想を一歩進め、具体的な施設の使い方や施設の性能、整備の方法についての指標とすることを目的に策定しました。

【基本計画の位置づけ】

基本構想

- ○新庁舎建設の基本理念
- ○新庁舎建設の基本的機能



基本計画

- 新庁舎の整備方針の考え方
 - ・整備方針と具体的イメージ等
- 新庁舎の基本事項
 - ・新庁舎の規模、基本的ゾーニング※3等
- 建設費及び財源
 - ・概算事業費の算出、財源の整理等
- 事業手法の検討
- 今後の進め方

^{※3} 建物 (平面計画) で、それぞれの部分を用途や機能ごとに分類し配置すること。

3. 新庁舎の整備方針の考え方

3.1. 整備方針の考え方

基本構想で示した新庁舎の基本理念とその基本的機能から、基本計画では新庁舎の考え方を次の整備方針にまとめ、施設整備の具体的指標とします。

【整備方針の位置づけ】

+ 1.1+1						
- 基	本構想	基本計画				
基本理念	基本的機能	整備方針				
1. 市民、議会、行政の	○市民との協働の場の設置	○市民の参画と協働の空間の				
参画と協働の実現	○親しみやすい議場等の整	考え方				
	備	○議場の考え方				
	○情報の発信と共有					
2. 市民サービスの質を	○利用者の利便性の向上	○窓口空間の考え方				
高める行政運営の	○執務環境の整備	○執務空間の考え方				
実現	○多様なニーズに対応でき					
	る施設整備					
3. 地域の発展への貢献	○中心市街地における役割	○地域の発展への貢献の考え方				
	○美しい景観の保全と創造					
4. ユニバーサルデザイ	○利用しやすい環境の整備	○ユニバーサルデザインの考え方				
ンの実現	○わかりやすさの向上					
5. 環境との共生の推進	○地域特性への配慮	○環境との共生の考え方				
	○省資源・省エネルギーへの					
	対応					
	○緑化の推進					
	○環境教育の場の提供					
6. 安全・安心の向上	○安全性、防犯性の向上	○安全性・防犯性の考え方				
	○耐震性の確保	○耐震性確保の考え方				
	○防災拠点の整備	○災害対策拠点の考え方				



事業の進め方

- ・甲府らしさに配慮した施設の整備
- ・建設及び維持管理を通じたライフサイクルコストの低減への配慮
- ・財政運営を考慮した施設の整備
- ・効率的な整備手法の採用

3.2. 整備方針と具体的イメージ

1. 市民、議会、行政の参画と協働の実現(基本理念と基本的機能「基本構想」より)

地方分権改革が進められる中、自主・自立したまちづくりを行うためには、市民と議会と行政が協働して責任を果たしていくことが求められています。こうした中で建設される新庁舎は、甲府市自治基本条例の趣旨を踏まえ、「市民の参画と協働」を実現する「開かれた施設」、「親しみやすい施設」とします。

具体的には、以下の基本的機能を想定します。

○市民との協働の場の設置

市民が気軽につどい、交流できる場を設置し、内部・外部とも、親しみやすく心地よい空間とすることで、市民活動を促進し、コミュニティの形成に寄与します。

○親しみやすい議場等の整備

議場、委員会室等は、市民が気軽に参加し、傍聴できるよう配慮します。また、議場、 委員会室などは多目的に活用するように検討します。

○情報の発信と共有

市民への情報開示をより推進し、情報の共有に努め、相互の信頼関係を醸成します。

以上の考え方に基づき、次のような整備方針を設定します。

(1)市民の参画と協働の空間の考え方

市民やNPO*4等の活動を、ハード、ソフト両面から積極的に支援できるスペースや機能を設け、次のような空間づくりを目指します。

- ・ 気軽につどい、親しみやすい空間として、市民プラザ(仮称)(以下、「市民プラザ」という。)を低層階に配置します。
- ・ 市民プラザは、活動内容に応じ弾力的な利用を可能と する空間とします。
- ・ 市民プラザは、土日祝祭日を含めた閉庁時の施設開放を行える計画とします。
- 市民プラザに近接して飲食スペース等を配置し、より 利用しやすく、交流しやすい空間とします。
- 市民プラザに近接して情報公開コーナーを配置し、誰もが利用しやすい配慮をします。
- ・ 市民広場を、敷地内に整備し、多様な活動に利用できるよう配慮します。
- 市長との談話や対話ができるスペースを、低層階に配置します。



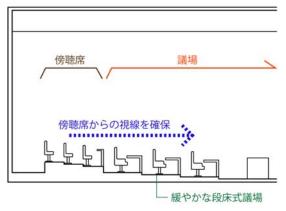
市民プラザのイメージ

^{**4} Non Profit Organization の略で、非営利組織と訳される。様々な分野で、営利を目的とせず活動している。

(2)議場の考え方

市民が気軽に参加し、傍聴できるような議会運営を行うため、次のような空間づくりを目指します。

- ・ 議場は庁舎と一体的に整備します。
- ・ 議場は、円滑な議事運営ができるよう機能的なものとし、市民、議会、行政が一緒に考え、 市民利用の可能性を検討します。
- ・議場は対面式とします。
- 傍聴席は議員側、行政側、双方に視線が行き届くよう工夫します。
- 庁舎内にディスプレイ^{※5}を設置し、議会開催状況を発信します。
- ・ 委員会室及び議会会議室は、傍聴スペースを備え、気軽に傍聴できる空間とします。
- ・ 議員控室は、会派構成の変化に対応できるものとします。
- ・ 議会図書室は、誰もが利用しやすいよう、開放的で分かりやすい空間とします。



議場の断面のイメージ



議場の空間イメージ

2. 市民サービスの質を高める行政運営の実現(基本理念と基本的機能「基本構想」より)

新庁舎においては、市民の満足度を向上させ、市民の豊かな暮らしを支えるため、簡素で効率的、そして持続可能な行政運営を実現します。

具体的には、以下の基本的機能を想定します。

○利用者の利便性の向上

敷地へのアクセシビリティ^{**6}を高めるとともに、利用者の駐車場については、敷地内 に適正な台数を確保します。

市民への総合案内窓口を充実し、ハード・ソフト両面で高いホスピタリティ*7を確保 したサービスを提供します。

^{※5} コンピューター、テレビなどの映像表示装置。

^{※6} 近づきやすさ、たどり着きやすさ。

^{※7} お互いを思いやり、手厚くもてなすこと。

市民の利用頻度の高い窓口等を利用しやすいように集約するとともに、1ヶ所でできるだけ用事が済むようなワンストップサービスや、プライバシーに配慮した相談スペースを設けるなど、市民サービスの向上に努めます。

○執務環境の整備

市民サービスの質をより高めるため、情報化に対応した、より機能的で効率的な行政を実現する執務環境を整備します。

○多様なニーズに対応できる施設整備 将来にわたって多様で良好な市民サービスを可能とするため、行政組織の変化に柔軟 に対応できるフレキシビリティ**8の高い施設とします。

以上の考え方に基づき、次のような整備方針を設定します。

(1)窓口空間の考え方

市民が最も利用する窓口空間は、便利で分かりやすいものとして市民の満足度を向上させるよう、次のような空間づくりを目指します。

- ・ 利用者の利便性を高めるため、敷地へのアクセシビリティに配慮した計画とします。
- ・ 各種の申請や届出、証明書の発行など、市民利用の多い窓口については低層階に集約し、 歩かせない・迷わせない・待たせないワンストップ窓口サービスを計画します。
- ・ 総合案内窓口は入口付近に設置し、適切な案内を行います。
- ・ 授乳室や相談室の設置など、市民の多様なニーズに対応が出来る、サービス性の高い空間 をつくります。
- ・ 市民のプライバシーに配慮したカウンターや相談コーナーを設置します。また、利用者の 快適性の向上を図ります。
- 利用者の利便性を高めるため、金融機関等の窓口やATMコーナーを設置します。



窓口空間のイメージ



窓口カウンターのイメージ

9

^{※8} 柔軟性、伸縮性、適応性、可変性などのこと。

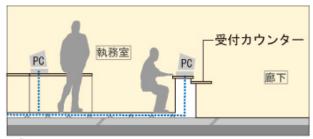
(2)執務空間の考え方

より機能的で効率的な行政運営を実現するため、次のような空間づくりを目指します。

- ・ 市民のニーズや組織の変化に柔軟に対応ができる空間構成とします。
- ・ フロア全体を有効活用できる平面構成とし、開放的で視認性のよいオープンフロア^{**9}を基本とします。
- ・ 日常的な打合せに利用するスペース、各種の協議・調整に利用する打合せブースや会議室 といった、協議の規模に応じたスペースを設置します。
- ・ 視認性や開放性に配慮しつつ、ローキャビネットや天井までの壁面収納を使い分け、効率 的な収納スペースを設置します。
- ・ フリーアクセスフロア**10を基本とし、OA**11機器の自由なレイアウト変更に対応できる 計画とします。
- ・ 重要書類の保管など、市民のプライバシーと個人情報の保護について、徹底した管理が図れる計画とします。
- ・ 職員の健康増進及び円滑な職務遂行のため、福利厚生施設を設置します。



執務空間のイメージ



PC : パソコン: 電源やLANなどの配線

フリーアクセスフロアのイメージ

^{**9}オフィス計画の形式の一つで、執務室を壁で完全に区画せず、廊下側にカウンターを並べるなどして見通しを確保する計画。

^{※10} 配線を床上に露出させることなく、床下一面に配線用の空間があるフロア構造。

^{**11} Office Automation(オフィスオートメーション)の略で、事務処理を自動化すること。OA 機器はコンピューターやファクシミリ、コピー機などを指す。

3. 地域の発展への貢献(基本理念と基本的機能「基本構想」より)

新庁舎においては、地域の再生やまちづくりをリードし、都市機能の一部を担うことにより、中心市街地の活性化に寄与し、地域のポテンシャル*12の向上を目指します。

景観行政団体として甲府市特有の周囲を美しい山々に囲まれた豊かな自然環境と県都にふさわしい都市的景観の織りなす「山の都」の景観をさらに豊かなものとします。 具体的には、以下の基本的機能を想定します。

○中心市街地における役割

甲府市中心市街地では活性化に向けた再開発等が進行中です。中心市街地に立地する施設の一つとして、回遊する人々のための休憩機能を備えるなど、魅力的な都市空間を創造します。

また、各種イベントの開催などに利用できるスペースを計画するとともに、市の歴史、 文化や特産品等の紹介などに活用できるスペースも計画します。

○美しい景観の保全と創造

平和通りの豊かな緑を活かし、舞鶴城公園など、周辺で計画されている事業との整合性を図り、県都にふさわしい建築と都市の街並み景観を創造します。

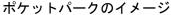
以上の考え方に基づき、次のような整備方針を設定します。

地域の発展への貢献の考え方

街の活性化に寄与し、景観や甲府らしさにも配慮した次のような空間づくりを目指します。

- ・ 県道甲府敷島韮崎線(平和通り)や県道甲府山梨線による南北の軸と、中心市街地と庁舎 を結ぶ東西軸が有機的に繋がるような計画とします。
- ・ 回遊性の向上を図るため、外部空間にはポケットパーク*13やプロムナード*14、緑の整備により、歩行者の休息の場や憩いの空間を計画します。
- ・ 甲府市の歴史や文化を感じたり学習できるスペースを設け、市民の愛着や文化の醸成が図れる計画とします。
- ・ 森林の健全性を確保し、地元林業の活性化に資するため、市有林材を有効活用します。
- 庁舎内には、観光、物産を紹介できるスペースを設置します。
- ・ 平和通りの美しい並木に調和した緑の整備や、中心市街地にも賑わいを感じさせるような 外観計画など、バランスの良い景観を創出します。







市有林(奥御岳)

^{※12} ものや場所、人が持っている潜在的な力や可能性として予測される力。

^{※13} 敷地の一角などを、誰もが利用できるよう整備した小さな公園。

^{*14} 散歩などに適した歩行空間。

4. ユニバーサルデザインの実現(基本理念と基本的機能「基本構想」より)

新庁舎は、ユニバーサルデザインの採用により、さまざまな市民の意見、ニーズを踏まえ、年齢、性別、国籍などにかかわらず誰もが利用しやすい施設とします。

具体的には、以下の基本的機能を想定します。

○利用しやすい環境の整備

窓口カウンターの高さへの配慮や、多目的トイレ、授乳室の整備など、さまざまな人々の自由な活動を可能にする施設とします。また、子供からお年寄り、障害のある方などの多様なニーズに対応した施設とします。

○わかりやすさの向上

障害のある方やお年寄りの方にも歩きやすく、駐車スペースから庁舎内部へのスムーズな動線を確保します。また、明快な空間構成や外国の方にも配慮したサイン計画など、わかりやすい施設とします。

以上の考え方に基づき、次のような整備方針を設定します。

ユニバーサルデザインの考え方

誰もが利用しやすく、快適な庁舎とするため、次のような空間づくりを目指します。

- ・ 障害のある方やお年寄りの方にも配慮し、駐車スペースから庁舎内部へのスムーズな動線 を確保します。
- ・ 各階に多目的トイレ、市民利用の多い低層階にはオストメイト対応**15の多目的トイレを 設置します。
- ・ 障害のある方にも使いやすく分かりやすい表示(音声誘導、フラッシュ付誘導、インターホン、ディスプレイによる案内等)を検討し、外国語の併記も考慮したサイン計画とします。
- ・ 上下階の移動がスムーズに行えるよう、適切にエスカレーターやエレベーターなどの昇降 設備を設置します。
- ・ 人が集まるスペースや、往来の多い廊下などは十分な広さを確保し、移動しやすいものと します。





エレベーター 情報コーナー



案内所



電話





サイン計画のイメージ (出典:標準案内用図記号 (交通エコロジー・モビリティ財団)) 多目的トイレ・オストメイトのイメージ (出典:『官庁施設のユニバーサルデザイン に関する基準及び同解説』18 年版)

12

^{※15}人工肛門・人口膀胱保有者向けのトイレ。

5. 環境との共生の推進(基本理念と基本的機能「基本構想」より)

新庁舎は規模が大きく、周辺環境への影響が大きいと考えられます。新庁舎においては、省エネルギー技術や新エネルギー*16などを採用し、環境負荷の低減に努め、環境との共生を図ります。

具体的には、以下の基本的機能を想定します。

○地域特性への配慮

恵まれた日照時間など気象条件を考慮し、太陽光や風力など、新エネルギーの採用を検討し整備を行います。

○省資源・省エネルギーへの対応

自然採光や自然換気、高効率な設備機器等を積極的に採用し省資源・省エネルギーに 努め、新庁舎が周辺環境に与える負荷を軽減します。

○緑化の推進

敷地内の植栽計画については、屋上緑化や壁面緑化等も検討し、周辺環境との調和を 図ります。

○環境教育の場の提供

市民の環境に関する意識を高める場として、環境への配慮をアピールする計画とします。

以上の考え方に基づき、次のような整備方針を設定します。

環境との共生の考え方

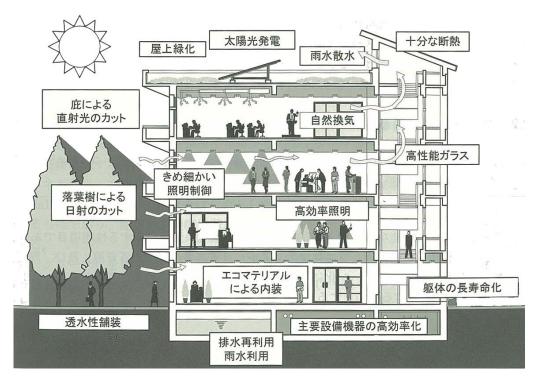
新庁舎は、豊かな水・空気・緑など甲府市の自然や将来的な地球環境に配慮し、環境負荷の低減につとめるよう、次のような空間づくりを目指します。

- ・ 甲府市の地理的特性による空調負荷の増大を抑えるため、自然通風や自然エネルギーを効 率的に取り込む施設を計画します。
- ・ 恵まれた太陽光を利用するため、太陽光発電や自然採光の有効活用を検討します。
- ・ 最適な維持管理を図るため、建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、省エネルギーに 役立てていくためのシステムの導入を検討します。
- ・ 建物の耐久性に配慮した合理的な計画とし、施設の長寿命化を図ります。
- ・ 敷地内の植栽は、緑陰をもたらす高木と路面温度を抑制する低木や地被類を織り交ぜ、景 観的にも環境負荷低減にも効果的なものとします。
- 庁舎の内外には、市民の環境に関する意識を高めるスペースを設置します。
 - ◆甲府市と全国他都市の年日射量(理科年表1971~2000年のデータより)

甲府 : 2128.7 時間

札幌 : 1774.8 時間 仙台 : 1842.6 時間 東京 : 1847.2 時間 名古屋 : 2053.4 時間 大阪 : 1967.1 時間 広島 : 2004.9 時間 高知 : 2120.1 時間 福岡 : 1848.5 時間 那覇 : 1820.9 時間

^{※16} 太陽光発電や風力発電、燃料電池など、石油代替エネルギーとして、国において導入促進の対象となっているもの。



環境配慮型庁舎のイメージ

(出典:『グリーン庁舎基準及び同解説』 17年版)

6. 安全・安心の向上(基本理念と基本的機能「基本構想」より)

新庁舎は、日常的に市民が利用する施設として、安全かつ安心して使用でき、防犯性にも配慮したものとします。

さらに、耐震性の高い安全な建物とし、災害時にも市民が安心して利用できる施設と します。また、災害時の防災拠点ともなり得るよう計画します。

具体的には、以下の基本的機能を想定します。

○安全性、防犯性の向上

事故の未然防止や、事故被害の低減などに配慮した安全な施設とします。

入退庁管理や情報管理など庁舎の防犯に配慮し、いつでも安心して利用できる計画と します。

死角のない空間や周辺への明るさの提供などに配慮し、地域の防犯性を高める配慮を します。

○耐震性の確保

新庁舎は、耐震性の高い安全な建物とし、災害時においても市民が安全に利用できるように基本的な機能を維持できるようにします。

○防災拠点の整備

地震や風水害、火災など、災害時において各地区の被災状況を的確に把握し、地域の 防災組織や関係機関と連携して速やかに対応できる災害対策本部機能を導入します。 また、災害時の活動のため、内外に適切な規模のスペースを確保します。

以上の考え方に基づき、次のような整備方針を設定します。

(1)安全性・防犯性の考え方

市民が日常的に利用する施設として、安心感のある庁舎とするよう、次のような空間を目指します。

- ・ 機械設備や防犯設備等を一元的に管理するシステムを導入し、安全性を高める計画とします。
- 個人情報などの適切な管理を行うためのセキュリティ機能を導入します。
- 街に対し、明るさや人の気配が感じられるような、親しみと安心感のある計画とします。
- 衝突や閉じ込めなど、思わぬ危険が発生しないよう配慮します。
- ・ 扉や階段など、仕切りや段差の生じる空間に配慮し、転倒などの防止策を講じます。

(2)耐震性確保の考え方

新庁舎の耐震性は、その規模や災害時の機能維持を考慮し、次のような庁舎を目指します。

- ・ 免震構造**17の採用を検討し、大地震時に設備機器をはじめとする主要機能を維持でき、 庁舎の被害を最小限に抑える計画とします。
- ・ 大地震時に庁舎の主要部材の損傷を最小限にとどめ、安全に庁舎が利用できる計画としま す。

(3)災害対策拠点の考え方

災害対策拠点として、また災害時の県や他の関係機関との連携に配慮し、機能性、安全性を十分に確保するよう、次のような空間づくりを目指します。

- ・ 災害時の迅速な対応のため、災害対策本部機能を庁舎と一体的に整備します。
- ・ 建物自体の耐震性能に加えて、自家発電システムや貯水槽の設置などでライフライン*18 の維持を図ります。
- ・ 災害対策本部として必要な防災情報システムや情報通信設備を整備し、市内の防災施設や 消防本部等との連携を図ります。
- ・ 災害対策本部室は、通常は研修、会議等に利用します。
- 市民プラザや市民広場などは、災害対策活動ができるよう、開放性を高めた計画とします。
- 庁舎内に災害対策本部等の活動を行うために必要な資機材等を備蓄します。
- 市民の防災に関する意識を高めるスペースを設置します。

*17 地盤と建物の間に積層ゴムなどを利用して免震層をつくることで、地震力を建物に直接伝えないようにする構造。

^{※18} 電気、水道、ガス、電話など、日常生活に不可欠な線や管で結ばれたシステムの総称。

4. 新庁舎の基本事項

4.1. 配置に関する条件

基本構想で示したように、新庁舎は現庁舎の敷地に建設するものとします。

現庁舎の敷地に関する現状と、新庁舎の配置計画に関して市が適切と考える条件を以下にまとめます。

(1)敷地の現状(基本構想より)

以下に、新庁舎の敷地(現庁舎の敷地)に関する計画等をまとめます。

立地の特性 敷地周辺図 ・中心市街地の区域内に位置する。

- ・ JR甲府駅から徒歩圏にあり、路線バス も多く、公共交通機関に恵まれている。
- ・県庁など、行政機関が集中した地区にある。
- ・並木が美しい平和通りに面しており、都 市景観を形成するうえで重要な位置に ある。
- ・四周を道路に囲まれた一つの街区を形成している。

敷地周辺の課題

- ・建替えや再開発の事業が周辺で行われ ているため、交通量の変化に留意が必 要。
- ・計画用地の東側は、県庁や舞鶴城公園に 続く重要な道路であるにもかかわらず、 歩道の幅員がやや狭くなっており留意 が必要。



中心市街地の開発動向 甲府駅周辺拠点形成事業 ・駅前広場、多目的広場、歴史公園の整備等を行い、人々の交流拠点として賑わいのあるまちづくりを創出する事業。 甲府駅周辺土地区画整理事業 ・甲府駅の南北 21.9ha の区画整理による都市拠点の形成を図る事業。 ・国の合同庁舎と多様な都市機能が連携し、交流空間を創出することにより、魅力と賑わいのある都市の拠点地区の形成を推進する事業。 紅梅地区再開発事業 ・紅梅地区に既存の複合ショッピング施設を解体し、店舗・住居・教育施設・駐車場等を複合して建設する計画。教育施設として宝石美術専門学校が入る予定。平成 22 年度の完成予定。 県庁耐震化整備事業 ・既存県庁施設の改修による耐震化及び集約建替えを行う事業。・平成 25 年度を目処に新庁舎の建設、平成 27 年度までに耐震化終了の予定。		
として賑わいのあるまちづくりを創出する事業。 甲府駅周辺土地区画整理事業 ・甲府駅の南北 21.9ha の区画整理による都市拠点の形成を図る事業。 シビックコア地区整備事業 ・国の合同庁舎と多様な都市機能が連携し、交流空間を創出することにより、魅力と賑わいのある都市の拠点地区の形成を推進する事業。 紅梅地区再開発事業 ・紅梅地区に既存の複合ショッピング施設を解体し、店舗・住居・教育施設・駐車場等を複合して建設する計画。教育施設として宝石美術専門学校が入る予定。平成 22 年度の完成予定。 県庁耐震化整備事業 ・既存県庁施設の改修による耐震化及び集約建替えを行う事業。・平成 25 年度を目処に新庁舎の建設、平成 27 年度までに耐震化終了		中心市街地の開発動向
甲府駅周辺土地区画整理事業 ・甲府駅の南北 21.9ha の区画整理による都市拠点の形成を図る事業。 シビックコア地区整備事業 ・国の合同庁舎と多様な都市機能が連携し、交流空間を創出することにより、魅力と賑わいのある都市の拠点地区の形成を推進する事業。 紅梅地区再開発事業 ・紅梅地区に既存の複合ショッピング施設を解体し、店舗・住居・教育施設・駐車場等を複合して建設する計画。教育施設として宝石美術専門学校が入る予定。平成 22 年度の完成予定。 県庁耐震化整備事業 ・既存県庁施設の改修による耐震化及び集約建替えを行う事業。・平成 25 年度を目処に新庁舎の建設、平成 27 年度までに耐震化終了	甲府駅周辺拠点形成事業	・駅前広場、多目的広場、歴史公園の整備等を行い、人々の交流拠点
 シビックコア地区整備事業 ・国の合同庁舎と多様な都市機能が連携し、交流空間を創出することにより、魅力と賑わいのある都市の拠点地区の形成を推進する事業。 紅梅地区再開発事業 ・紅梅地区に既存の複合ショッピング施設を解体し、店舗・住居・教育施設・駐車場等を複合して建設する計画。教育施設として宝石美術専門学校が入る予定。平成22年度の完成予定。 県庁耐震化整備事業 ・既存県庁施設の改修による耐震化及び集約建替えを行う事業。 ・平成25年度を目処に新庁舎の建設、平成27年度までに耐震化終了 		として賑わいのあるまちづくりを創出する事業。
により、魅力と賑わいのある都市の拠点地区の形成を推進する事業。 紅梅地区再開発事業 ・紅梅地区に既存の複合ショッピング施設を解体し、店舗・住居・教 育施設・駐車場等を複合して建設する計画。教育施設として宝石美 術専門学校が入る予定。平成22年度の完成予定。 県庁耐震化整備事業 ・既存県庁施設の改修による耐震化及び集約建替えを行う事業。 ・平成25年度を目処に新庁舎の建設、平成27年度までに耐震化終了	甲府駅周辺土地区画整理事業	・甲府駅の南北 21.9ha の区画整理による都市拠点の形成を図る事業。
紅梅地区再開発事業 ・紅梅地区に既存の複合ショッピング施設を解体し、店舗・住居・教育施設・駐車場等を複合して建設する計画。教育施設として宝石美術専門学校が入る予定。平成22年度の完成予定。 県庁耐震化整備事業 ・既存県庁施設の改修による耐震化及び集約建替えを行う事業。・平成25年度を目処に新庁舎の建設、平成27年度までに耐震化終了	シビックコア地区整備事業	・国の合同庁舎と多様な都市機能が連携し、交流空間を創出すること
育施設・駐車場等を複合して建設する計画。教育施設として宝石美 術専門学校が入る予定。平成22年度の完成予定。 県庁耐震化整備事業 ・既存県庁施設の改修による耐震化及び集約建替えを行う事業。 ・平成25年度を目処に新庁舎の建設、平成27年度までに耐震化終了		により、魅力と賑わいのある都市の拠点地区の形成を推進する事業。
振専門学校が入る予定。平成 22 年度の完成予定。 県庁耐震化整備事業 ・既存県庁施設の改修による耐震化及び集約建替えを行う事業。 ・平成 25 年度を目処に新庁舎の建設、平成 27 年度までに耐震化終了	紅梅地区再開発事業	・紅梅地区に既存の複合ショッピング施設を解体し、店舗・住居・教
県庁耐震化整備事業 ・既存県庁施設の改修による耐震化及び集約建替えを行う事業。 ・平成 25 年度を目処に新庁舎の建設、平成 27 年度までに耐震化終了		育施設・駐車場等を複合して建設する計画。教育施設として宝石美
・平成 25 年度を目処に新庁舎の建設、平成 27 年度までに耐震化終了		術専門学校が入る予定。平成 22 年度の完成予定。
	県庁耐震化整備事業	・既存県庁施設の改修による耐震化及び集約建替えを行う事業。
の予定。		・平成 25 年度を目処に新庁舎の建設、平成 27 年度までに耐震化終了
		の予定。

(2)敷地の基本要件

从心心生开文门				
所在	甲府市丸の内 1-18-1	· 至:JR甲府駅↑ 至:県庁↑		
敷地面積※1	8,729 m ²	· 至:JR甲府駅↑ 至:県庁↑		
地域地区	商業地域、防火地域			
建蔽率/容積率	80%/600%			
前面道路	北:市道紅梅南通り線 (東進一方通行、 幅員 10m) 南:国道 411号 (幅員 20m) 東:県道甲府山梨線 (幅員 16m) 西:県道甲府韮崎線 (幅員 36m)	新庁舎の 敷地 漁 漁 商庁舎		
洪水深	0m (甲府市 ハザードマップより)	0m 100m		
地質調査	敷地内で6箇所調査を行	い、支持地盤は概ね地表より8M~25M程		
結果概要※2	度の地層にて確認された。			
埋蔵文化財	試掘地点から埋蔵物が確認され、計画に応じて本掘調査により確認			
試掘調査概要※3	する必要がある。			

- ※ 1 測量調査結果 (平成20年11月) による。
- ※ 2 地質調査結果 (平成 20 年 11 月) による。
- ※ 3 試掘調査結果(平成20年9月)による。

(3)配置に関する条件

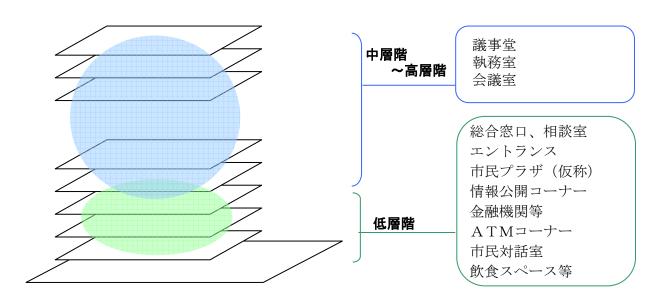
敷地の現状を踏まえ、市では新庁舎の配置に関し、以下の点に配慮が必要と考えます。

視点	配慮すべき内容
周辺への配慮	・県道甲府山梨線に対しては、舞鶴城公園から中心市街地への
	歩行者動線に配慮する。
	・平和通り(県道甲府敷島韮崎線)の良好な並木道の環境及び
	歩行者動線に配慮する。
	・交通渋滞を考慮し、一般車輌については、平和通り、県道甲
	府山梨線双方からのアクセスを配慮する。
	・庁舎東側周辺の紅梅地区再開発事業や大型商業施設からの
	歩行者を考慮し、庁舎北側の市道紅梅南通り線、南側の国道
	140 号に面する部分の魅力のある環境創出に配慮する。
視認性	・車両、徒歩等の来庁手段によらず、新庁舎への視認性が良好
	となるよう配慮する。
屋外開放空間	・市民に開放する空間として、まとまった広さを確保するよう
	配慮する。
	・ 年間を通じた多目的な利用が可能となるよう日照に配慮す
	る。

4.2. 新庁舎の基本的ゾーニング

新庁舎の各階は、概ね以下のような機能を配置します。市民利用の多い窓口等は低層階に 配置し、移動に係る負荷を低減します。

各階構成イメージ図



4.3. 新庁舎の組織

新庁舎には、以下に示す部署を配置します。

部等	課
市長室	秘書課、広報課
総務部	総務課、法制課、人事課、研修厚生課、契約課、管財課
	指導検査担当
企画部	総務課、政策課、計画調整課、財政課、行政改革推進課
	情報政策課、危機管理課、防災対策課、南北地域振興課
市民生活部	総務課*、市民課、国保年金課、市民対話課*
	男女共同参画課
税務部	総務課、市民税課、資産税課、収納課、滞納整理課
福祉部	総務課、障害福祉課、生活福祉課、児童育成課、児童保育課*
	高齢者福祉課、介護保険課
産業部	総務課、労政課、商工振興課、観光開発課、農林振興課*
都市建設部	総務課、住宅課、都市計画課、都市整備課、建築指導課
	道路河川課*、建築営繕課、地籍調査課
	甲府駅周辺拠点整備課
会計室	
市議会事務局	総務課、議事調査課
教育部	総務課、学校教育課*、学事課、文化振興課*
	スポーツ振興課*
選挙管理委員会事務局	
監査委員事務局	
農業委員会事務局	
上下水道局	総務課、経営企画課

[※] 組織については、将来の予測が困難であるため、現時点での組織構成をもとに想定。

^{※ *}印は、新庁舎建設後も組織の一部が新庁舎以外の施設に残ることを想定。

4.4. 新庁舎の規模等

新庁舎及び駐車場の規模等は、以下のように設定します。

4.4.1. 基本指標の設定

想定人口	191,700 人 ※第五次甲府市総合計画における平成 27 年度の推計人口
想定職員数	820 人 ※嘱託職員 95 人を含む
(新庁舎に入る 部等の職員数)	(基本構想時点は、822人 ※嘱託職員 124 人を含む) 変更は、平成 20 年 4 月 1 日現在の職員数と新庁舎への配置予定組織 を基に再算定したことによります。
議員数	32人 ※甲府市議会議員の定数を定める条例に準拠

4.4.2. 新庁舎の想定面積

基本構想では、新庁舎の規模を総務省地方債査定基準、国土交通省新営一般庁舎面積算定 基準及び他都市の建設及び計画事例を参考に 24,000 ㎡と想定しました。

本基本計画においては、地方債査定基準に基づく面積を基本に、基本構想で設定した基本 理念及びその基本的機能を実現するための整備方針及び具体的イメージなどの考え方に沿っ て、求められる施設の性能や、災害対策、市民協働・交流などの付加機能の検討を行ってき ました。検討結果と各面積算定の考え方を以下に示します。

(1)総務省地方債査定基準による面積算定

施設区分	積算方法	面積 (m²)
事務室	換算職員数 1,824 人(※)×4.5 ㎡	8,208
倉庫	事務室面積 8,208 ㎡×13%	1,067
会議室等(会議室、電話交換室、 便所、洗面所その他の諸室)	想定職員数 820 人×7 ㎡	5,740
玄関等(玄関、広間、廊下、階段、その他の通行部分)	(事務室面積+倉庫面積+会議室等面積) 15,015 m ² ×40%	6,006
議事堂(議場、委員会室及び議員控え室)	議員定数 32 人×35 ㎡	1,120
計		22,141

(駐車場に係る面積を含まない。)

(※) 換算職員数の算出

役職別の想定職員数と換算率による換算職員数。

KING TO BUSHING WE WAS A STATE OF THE STATE							
区分	特別職	部長 室長	課長	課長補佐 係長	一般職	嘱託等	計(人)
想定職員数	6	45	58	298	318	95	820
換算率	20	9	5	2	1	1	
換算職員数	120	405	290	596	318	95	1,824

(2)整備方針及び具体的イメージの検討に基づく付加機能面積

施設区分	主なスペース	面積(m²)
①市民協働・交流機能	市民プラザ(仮称)、NPO等活動スペース、	1,100
	市民対話室 他	
②議会機能	議会図書室、正副議長室 他	200
③災害対策機能	災害対策本部室、情報通信設備室 他	600
④その他機能	金融機関等、ATMコーナー 他	400
計		2,300

① 市民協働·交流機能

市民との参画と協働の空間の考え方に基づく市民プラザや NPO 等活動スペース、さらには、観光・物産の展示や歴史・文化、環境、防災などの学習・啓発機能を想定しています。

② 議会機能

地方債査定基準に含まれない、議会図書室、正副議長室及び議会応接室などの必要面積を 加算します。

③ 災害対策機能

災害対策拠点の考え方に基づく災害対策本部室、情報通信室及び防災備蓄倉庫などを設置 するための面積を想定しています。

④ その他機能

利用者の利便性向上のため、金融機関等の窓口やATMコーナーなどを設置するための面積を想定しています。

(3)新庁舎の想定面積

上記(1)の総務省地方債査定基準による面積算定と、(2)の整備方針及び具体的イメージの検討に基づく付加機能面積の合計は、24,441 ㎡となりますが、効率的な事務室のレイアウトなどにより面積の縮減に努めるものとし、新庁舎の面積は24,000 ㎡と想定します。

ただし、設計段階での詳細な検討で面積は変動する可能性があります。

なお、これには建物地下駐車場の面積は含まれていませんので、今後の基本設計の中で建 物地下駐車場を計画する場合は、その分の面積は加算されます。

新庁舎の規模:約24,000 ㎡(駐車場を除く)

4.4.3. 駐車場・駐輪場の設定

各車両の台数は、現庁舎での駐車場利用状況、来庁者数の想定及び市民アンケートによる 来庁手段や職員の現状の通勤方法などを基に、最大滞留量の近似的算定法*19により設定して います。

また、台数の設定は利用ピーク時ではなく、平均値を基に行っているため、ピーク時には 駐車場が不足する可能性もありますが、不足分については周辺の駐車施設等の活用も視野に 入れ整備していきます。

併せて、窓口サービスの迅速化による駐車滞留時間の短縮や総合行政窓口センター(市内 10 箇所。「6.今後の進め方」の分布図をご参照ください。)などでの取り扱い業務の拡充により、市民の利用を促進することなどによって、限られた駐車場の効率的な活用に努めます。

なお、四周が道路に面している敷地の特性を活かすとともに、周辺の道路状況を踏まえ、 歩行者等の安全確保や駐車場への出入りが円滑に行える計画とします。

新庁舎に整備する車両の駐車台数及び整備の条件は、以下のとおりとします。

【駐車台数の設定】

	[阿平口数》/] [[阿					
車両	利用者	台数	整備条件			
自動車	来庁者	180台	平面駐車、地下駐車、立体駐車等を検討する。			
	公用車	75 台	来庁者用駐車場は、閉庁時にも開放する。			
二輪車	来庁者	80 台	新庁舎建物の出入口付近に設ける。			
	職員用	440 台				
	公用車	70 台				

^{*19 「}最大滞留量の近似的算定法」とは、(最大滞留量=総利用量×滞留率)の式が成立することを利用した駐車場の同時使用量を算定する方法。

4.5. 事業費及び財源

4.5.1. 事業費

事業費は、新庁舎施設整備費、仮庁舎整備費、移転費及び設計・工事監理費など、新庁舎の建設に係るすべての費用を含みます。概算の内訳及び金額は、以下のとおり想定します。

費用の算定は、近年の他都市の新庁舎建設の事例、本市の過去の施設整備の事例などを参 考に想定しています。

なお、事業費は資材価格などの高騰により変動することも考えられますが、本市の将来の 財政運営への影響を見据え、より効率的に整備を進め事業費の縮減に努めます。

想定される事業費は、基本構想で示した事業費と同額の約110億円とします。

事業費の概算内訳	金額 (千円)
新庁舎建設工事費(本体・外構・駐車場)	9,300,000
設計・工事監理・各種調査費・移転費 他	750,000
仮庁舎整備費・現庁舎解体除去費	950,000
合 計	11,000,000

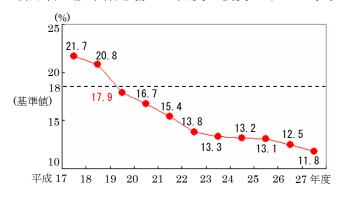
4.5.2. 財源

前項で示した事業費について、財源の内訳及び金額は以下のとおり想定します。

財源の内訳	金額 (千円)
地方債(合併特例債**20)	5,500,000
庁舎建設基金	2,600,000
国庫補助金等	1,200,000
一般財源	1,700,000
合 計	11,000,000

4.5.3. 甲府市財政への影響

新庁舎建設事業を含めた実質公債費比率※21は、次のとおり健全に推移します。



今後においても、行財政改革を推進することにより財源確保を図り、財政の健全化を維持していきます。(詳しくは、平成 20 年 11 月号広報こうふまたは市ホームページを参照。)

^{※20} 事業費の 95%まで充当でき、その返済にあたる元利償還金の 70%は後年度において普通 交付税で措置される。

^{※21} 財政の健全度をはかる指標であり、18%未満が望ましいと考えられている。

5. 事業手法

5.1. 事業手法選定にあたっての基本的な考え方

本事業の推進にあたっては、次のことを重視し、これを最もよく実現できる手法が望ましいと考えています。

- ・ 自治基本条例の趣旨を踏まえ「市民との参画と協働」を実現する開かれた庁舎
- ・ 市民満足度の高いサービスを行政の責任において提供するための施設整備及び維持管理
- ・ 中心市街地や地元経済の活性化への寄与
- ・ 老朽化による機能低下や耐震性への不安などを解消するための早期建設
- 厳しい財政状況の中でのLCC (ライフサイクルコスト) *22の縮減

5.2. 事業手法の選定

事業手法選定にあたっての基本的な考え方を踏まえ、基本構想で整理した各事業手法の検 討や民間事業者のヒアリングを勘案する中で、以下のような理由から事業手法は設計施工分 離発注方式(従来方式) **23とします。

- ・ 市民の参画と協働の考え方に基づく市庁舎建設を推進するためには、可能な限り直近の民意を設計に反映することが重要である。しかしながら、DB方式*24では建設工事、DBO方式*25及びPFI方式*26では建設工事及び維持管理をあらかじめ考慮した設計提案がされることから、民意を反映した柔軟な設計が難しくなる。
- ・ 市庁舎は、多くの市民が利用する公の施設的な性格を持つことから、市民満足度の高いサービスを提供するために、行政が安全かつ確実に維持管理運営を行うことが重要である。また、庁舎内に商業施設(レストラン・売店などを除く)などを設置しないことから、民間ノウハウの活用範囲は狭くなり P F I 方式によるメリットは少ない。さらに、長期に渡っての収益事業の運営業務等について民間の参入意欲は低い。
- ・ 市民共有の財産ともなる市庁舎の建設にあたっては、地元経済の活性化や地元企業の保 護・育成の観点から、より地元企業が参画しやすい設計施工分離発注方式に優位性が高い。
- ・ 本事業においては合併特例債、補助金、基金等を活用することにより、財源のほとんどを 賄えることから、PFI方式による民間資金の活用が大きなメリットにならない。
- ・ 設計・施工・維持管理運営を一括で提案・契約する事業手法については、LCC の縮減は

※25 設計、施工及び維持管理を一括して発注する方式。

^{*22} 建築物などの整備に係る費用において、計画、設計から建設、維持管理、解体、廃棄にいたる全費用のこと。

^{※23} 設計及び施工をそれぞれに選定・発注する最も一般的な方式。

^{※24} 設計及び施工を一括して発注する方式。

^{*26} 設計、施工及び維持管理を一括して発注し、施設整備にかかる資金調達も民間事業者が行う方式。

期待されるが、設計施工分離発注方式でも設計・施工段階でのVE^{*27}や総合評価方式^{*28}、 さらには、維持管理についても長期継続契約の活用によって縮減は期待できる。

> 事業手法の選定:設計施工分離発注方式(従来方式) (設計委託契約/工事請負契約/維持管理委託契約)

5.3. 整備スケジュール

新庁舎の建設は、以下の整備スケジュールを目標に検討を進めていきます。

■整備スケジュール

平成 21 年度	仮庁舎の整備、新庁舎基本設計の着手	
平成 22 年度	仮移転の実施及び現庁舎解体の着手	
	埋蔵文化財本掘調査の実施、新庁舎実施設計の着手	
平成 23 年度	新庁舎建設の着工	
平成 25 年度	新庁舎の供用開始	
	•	

^{**27} Value Engineering (バリュー・エンジニアリング) の略であり、品質等を低下させることなく、最小のコストで必要な機能を達成するために、建設物、工法、手続き、時間等の改善に注がれる組織的な努力のこと。

^{**28} 建設工事等の発注において、品質の確保と適正な価格競争のため導入が進んでいる方式。より効率的な工法の提案など、価格以外の要素も評価して、総合的に落札者を決定する。

5.4. 設計者の選定

設計者の選定方法は、以下のとおりの方式があります。

設計者選定	競争入札方式
	設計競技方式
	プロポーザル方式

競争入札方式は、設計料(金額)を入札で競わせて設計者を選定する方法であり、設計を 誰が行っても結果の同一性が保証される場合は有効です。

しかしながら、事業規模が大きく、きわめて公共性の高い新庁舎の建設にあたっては、優れた創造性と高度な技術力を有する設計者の創意工夫による質の高い設計が求められます。

こうした設計者を選定する方法には、設計競技方式とプロポーザル方式があります。

設計競技方式は、設計案を選ぶ方式です。具体的な案を見てから選ぶことができる一方で、 設計者選定後の大きな設計変更が難しく、設計段階において民意を反映することが難しくな ります。

プロポーザル方式は、設計者(人)を選ぶ方式です。設計者の新庁舎に対する考え方や取り組みの体制を評価することができ、また設計段階においても比較的民意を柔軟に反映することができます。

項目	設計競技方式	プロポーザル方式
評価対象	設計案 ・ 設計図(配置図、各階平面図、断面図、立面図他)等	人(資質) ・ 設計主旨(設計の考え方) ・ 設計実績等 ・ 取組体制(担当者の数など)
応募者の負担	大	小
民意の反映等	設計内容の良さを理由に設計者を 選定しており、提案時の設計内容を 大きく変えるような変更は難しい。	民意を反映しながら設計を進める ことが比較的容易である。

以上の各方式の特徴と事業手法の選定の考え方から、設計者の選定方法は、民意をより柔軟に設計に反映できるプロポーザル方式とします。

また、プロポーザル方式には指名型・公募型があります。より広く公平に適切な設計者を 求めるため、公募型による設計者選定を実施します。

6. 今後の進め方

本基本計画に基づき、今後は以下の点に留意しながら、平成 25 年 5 月の供用開始に向け、速やかに事業を進めていきます。

(1)市民参画について

これまでにいただいた市民のご意見を活かし、さらに設計段階での意見交換など、「市民の参画と協働」による庁舎建設に向け努力していきます。

(2)市民サービスの向上

支所、出張所や総合行政窓口センターでの窓口取扱業務の充実を図り、本庁舎の役割をより明確にしていきます。総合行政窓口センターは、次ページの図のように市内に分布しています。

(3)関係機関との連携について

今後、同時期に予定されている県庁舎整備との連携を図り、行政機能や地域の繋がり等を 十分考慮しながら、必要な機能、役割分担などについて詳細に検討していきます。

(4)施工者選定方法について

入札参加者の構成や参加資格、発注工事の範囲等を検討し、より民間の創意工夫が発揮でき、コスト削減と品質の確保ができる選定方法を目指します。

【甲府市総合行政窓口センター一覧】

